

質問日	令和4年6月10日(金)		質問方式	分割方式			
質問順位	5	会派名	自由民主党浜松	議席番号	32	氏名	高林 修
表 題	質 問 内 容					答弁者の職名	
1 教育について (1) いじめ調査委員について	<p>(1) 教育委員会が所管する浜松市いじめ問題第三者委員会は、本年4月1日に設置された。一方で本年3月22日の浜松市いじめ問題再調査委員会の答申を受け、鈴木市長は3月28日の定例記者会見において、いじめ問題が起きた際に調査に当たる第三者の調査チームを市長部局に新設する方針を明らかにした。</p> <p>そこで、このいじめ調査に関与する第三者組織について、以下2点伺う。</p> <p>ア 市長部局に設置する理由 浜松市いじめ問題第三者委員会のほか、市長部局に設置を予定している調査委員の構想はいじめ問題第三者委員会条例の議会提出以前からあったのか。今回、市長事務部局に第三者組織を設置する理由について伺う。</p> <p>イ いじめ調査委員の責務 いじめ調査委員は、学校及び市教育委員会が認知したいじめを調査すると聞き及ぶ。また教育委員会の第三者委員会と委員構成に差異はないと思うが、いじめ調査委員の調査対象や役割などの責務について伺う。</p>					吉積こども家庭部長	
(2) 総合教育会議について	<p>(2) 総合教育会議が平成27年5月に発足して6年になるが、その会議は市長、教育長、教育委員で構成されている。おおよそ会議は教育に関するタイムリーな事案がテーマで、教育委員会と市長との意見交換が主である。過去の総合教育会議の中で教育委員からの発案、提案により、予算化または条例制定に至ったことがあれば伺う。</p>					石坂企画調整部長	
(3) 移動教育委員会について	<p>(3) 移動教育委員会は令和3年度、2回開催されたが参加者は合計45人であった。傍聴ではなく参加者は意見交換可能で、おおむね移動教育委員会に対する好意的な感想が多くあった。開催回数の増加を望む声もあったが、検討しているのか伺う。</p>					宮崎教育長	
(4) 学校部活指導について	<p>(4) 中学、高校の学校部活がさま変わりし、週1日はクラブ活動となって2年が過ぎた。まだ検証するには短い期間だが、生徒の部活動期間はほぼ2年しかない。部活といえども生徒指導は適正に行われなければならない。</p> <p>ア 部活動顧問の不適切な指導の報告はなかったか伺う。</p> <p>イ 平成28年度から令和2年度まで、教員の懲戒処分の対象者は13人いるが、部活動などの暴言、体罰は2件。氷山の一角だと推測するが、その要因と対策について考え方を伺う。</p>					〃	

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
<p>2 ゾーン30について</p> <p>3 バス・タクシー券について</p>	<p>浜松市内交通事故件数等については、トリプル減というもののワーストワンは続いている。</p> <p>本市内では平成24年以降、35か所でゾーン30に速度制限が実施されている。</p> <p>ゾーン30の目的とその効果について伺う。</p> <p>65歳以上の運転免許証返納者へのバス・タクシー券交付について、平成4年度会派要望で予算要求をしたが、通らなかった。従来のバス・タクシー券交付の根拠は高齢者の社会参加を促す手段であったが、券交付停止の理由を当局が示し、当時厚生保健委員会委員長だった私も理解はした。しかしながら、公共交通が本市全域に網羅されず、補完する地域交通が縮小し、公共交通空白地が広がっていく現状において、運転免許証を返納し、交通難民となった高齢者にせめてもの救済措置として、バス・タクシー券を交付する考えはないか伺う。</p>	<p>伏木土木部長</p> <p>井熊都市整備部長</p>
<p>4 ごみ有料化の市民への説明について</p>	<p>ごみ有料化の施策提案については現在、市民の関心が高く、多くの意見があり、市民団体からは反対の声が上がっている。これに対し、市は様々な方法で市民等に説明を行っている。市はごみの有料化の検討状況について、1月20日を皮切りに2月1日までに7区の自治会連合会、区協議会で説明しており、出席者は合計で197名と聞いている。また、2月5日から3月4日まで意見を募集し、説明動画視聴は1281回に及んだ。</p> <p>(1) これまでの市民の意見を受け、どのような対応を考えているか伺う。</p> <p>(2) 今後の説明予定について伺う。</p>	<p>藤田環境部長</p>
<p>5 会計年度任用職員について</p>	<p>2020年4月発足の会計年度任用職員制度は2年が経過した。過去の非常勤職員が会計年度任用職員となり、給与体系及び社会保障は正規職員と遜色なく、期末手当も支給される。一方、服務規定が適用され、フルタイム会計年度任用職員はバイトや副職ができない。しかも1年採用で、自動更新採用ではないので、身分の安定には欠ける。</p> <p>(1) 2019年度非常勤職員の人数、人件費と、2021年度会計年度任用職員の人数、人件費を伺う。</p> <p>(2) 退職金支給対象の会計年度任用職員の有無を伺う。</p> <p>(3) 2023年4月から公務員の定年延長が始まるが、これにより正規職員や会計年度任用職員の採用に影響するか伺う。</p>	<p>金原総務部長</p>
<p>6 青本と特別自治市について</p>	<p>高校生医療費の県費負担は令和4年度で終了する。本市が重ねて県知事に県費負担の継続を要望しても断ら</p>	<p>鈴木市長</p>

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
	<p>れるのは目に見えている。よってこども医療費助成については今後市単予算で行われると推測される。</p> <p>さて静岡県との基本協定書は平成17年10月28日に当時の石川嘉延元県知事と北脇保之元市長との間で交わされたが、浜松市の政令市昇格を逆手に取られた感はある。その後高校生医療費助成の覚書などが幾つか交わされてきたが、この基本協定書によれば、県が行うべき事務の役割分担や経費負担は決まっている。</p> <p>地方分権が言われて久しい。指定都市市長会は令和3年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト」の最終報告を取りまとめた。それに対し、令和4年3月16日に神奈川県は「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を公表し、指定都市市長会等が「特別自治市構想の法制度化を目指す理由」として掲げる指定都市制度の課題は合理性がないとの見解を示した。その理由の一つとして、指定都市の特別自治市構想が主張する、大都市特例事務に関する「税制上の不十分な措置」をはじめとした地方税財源の不足は、地方税財政制度全体の課題であることから、国における抜本的な検討が必要であり、地方が連携して国に解決を求める課題であり、地方全体が財源不足の中で、単に道府県における市域の税財源全てを指定都市に移譲することでは根本的な解決にはならない点を挙げている。</p> <p>市長の標榜する特別自治市構想では、県と切り離され、県民税と市民税を合わせて賦課徴収することになる。しかし、それでは指定都市市長会と指定都市議長会が毎年「大都市税制の実態に即応する財源についての要望」、いわゆる青本において国に要望している国と地方の税財源の是正解決にはつながらない。</p> <p>そこで、次の2点について伺う。</p> <p>(1) 神奈川県の主張については正当であると考えているが、その点について市長の考えを伺う。</p> <p>(2) 市長の特別自治市への並々ならぬ思いは理解しているが、実現の可能性を高めるために、地方自治体の首長にとって今後一番必要かつ肝心な行動は何か、考えを伺う。</p>	